

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>八王子市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	—

評価実施機関名
八王子市長

公表日
令和3年7月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行う。(同法2条) 国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。(同法87条) 国民年金事業は政府が管掌するが、国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長が行うこととすることができる。(同法3条)</p> <p><市町村が取り扱う事務> 1. 法定受託事務 国民年金法施行令第1条の2に規定され、具体的な取り扱いは「国民年金事務処理基準」に示されている事務。 ①適用事務 ・被保険者(第2・3号被保険者を除く)の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出の受理。 ・任意加入(高齢任意加入を含む)及び資格喪失の申出の受理。 ・任意脱退の承認申請書の受理。 ・年金手帳の再交付申請書の受理。 ・付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出の受理。 ②免除・猶予事務 ・保険料の全額免除(法定免除の届出を含む)、4分の3免除、半額免除、4分の1免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請の受理。 ③給付事務 ・受給権者からの第1号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金の裁定の請求その他給付に係る申請等の受理。 ・第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入を含む)及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書の受理。</p>
③システムの名称	国民年金システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の31項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供はしない。</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 47、48の各項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	医療保険部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所 本庁舎1階 医療保険部保険年金課 (市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1
八王子市役所 本庁舎1階 医療保険部保険年金課
電話042-620-7238

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月14日	評価実施機関②	関谷 健司	菅野 匡彦	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	-	課長	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 3.特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	-	特に力を入れている	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	接続しない(提供)	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 8.監査	-	自己点検、内部監査	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	VI リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 47、48の各項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 47、48の各項	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による号ズレに伴う変更事後で足りるものの任意に事前提出
令和3年7月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。